

枕崎市建設工事に係る最低制限価格算定式の適用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枕崎市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る競争入札に関し、枕崎市契約規則（昭和52年枕崎市規則第22号）第12条第1項に規定する最低制限価格を設けるとときに必要な算定方法を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、予定価格が 200万円 を超える建設工事とする。

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額に1.10を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項にかかわらず、市長が特別なものと認めるものについては10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めた割合に、予定価格を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(公表等)

第4条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則（令和7年5月30日改正）

この要領は、令和7年6月1日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事から適用する。

枕崎市建設工事に係る 最低制限価格の算定方法の見直しについて（令和４年６月１日から）

枕崎市が発注する建設工事について、令和４年６月から、下記のとおり最低制限価格の算定方法を変更します。

※ 赤字となっている部分が、今回変更となる箇所です。

○算定方法

最低制限価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額とします。

$$K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額×0. 9 7

B：共通仮設費の額×0. 9

C：現場管理費の額×0. 9

D：一般管理費の額×0. 6 8

設定範囲：予定価格×0.92≧最低制限価格≧予定価格×0.75

○適用時期

令和４年６月１日以降に公告または指名通知を行う建設工事の入札から適用

問合せ先：枕崎市役所 建設課 管理係（0993-72-1111〔内線231、232〕）